

災害時における資機材のレンタルに関する  
協定書

令和3年9月30日

鈴 鹿 市

大和リース株式会社 三重支店



## 災害時における資機材のレンタルに関する協定

鈴鹿市（以下「市」という。）と大和リース株式会社 三重支店（以下「大和リース」という。）は、災害時に必要な資機材（以下「資機材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市が大和リースに対して行う資機材の提供の協力要請に関し、その手続等について定め、災害応急復旧活動を円滑に実施することを目的とする。

### （協力要請及び受諾）

第2条 市は大和リースに対し、次の事項について協力を要請することができる。この場合において、大和リースは市の要請に基づき、可能な限り対応するよう努めるものとする。

- （1）別表1に掲げるもののうち、大和リースが調達可能な資機材の供給
- （2）前号に掲げるもののほか、市及び大和リース双方が本協定による協力として行うことを適当と認めたもの

### （協力要請の手続）

第3条 市が第2条に規定する協力を必要とするときは、文書（第1号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 大和リースは、受諾した業務が終了したときは、速やかに、市に対し、文書（第2号様式）により、必要事項を報告するものとする。

### （要請に伴う措置）

第4条 第2条に規定する供給資機材の引渡し日時及び供給の方法は、市が指定し、引渡し場所は、原則として大和リースが指定するものとし、引渡し場所に市又は市が指定する者が品目及び数量を確認の上、これを引き取るものとする。

(費用負担)

第5条 本協定に基づき、大和リースが受諾した業務に要した費用の対価は、原則として、災害発生直前における適正な価格を基準として、市及び大和リースが協議の上決定し、市が負担するものとし、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに大和リースに支払うものとする。

(補償)

第6条 第3条第1項に規定する要請に基づき、第2条に規定する業務に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により行うものとする。

(連絡体制の整備)

第7条 市及び大和リースは本協定に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。

(情報の共有等)

第8条 市及び大和リースは、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、市及び大和リースが協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、市又は大和リースから何らかの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとし、以後この例による。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、市及び大和リースがそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号  
鈴鹿市  
鈴鹿市長

三重県四日市市鵜の森1丁目4番28号  
大和リース株式会社 三重支店  
支店長

別表 1

災害時に提供を要請する資機材
<p>[資機材]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 空調機器</li> <li>・ 仮設トイレ</li> <li>・ 仮設ユニットハウス (4 坪, 5.3 坪)、組み立てハウス (但し、災害時応急仮設住宅用途での資機材の提供は除く)</li> <li>・ その他, 調達可能な資機材</li></ul>

第1号様式

年 月 日

大和リース株式会社  
三重支店  
支店長

様

鈴鹿市長

要請書

「災害時における資機材のレンタルに関する協定」第3条の規定により、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

1 災害の種類及び応援を必要とする状況

2 応援を必要とする物資の内容

依頼 番号	要請期日	必要とする 物資の内容	数量	引渡し日時・ 場所	運搬方法	備考

問い合わせ先

〇〇課（災害対策本部 〇〇班）

電話

FAX

担当

第2号様式

年 月 日

(宛先) 鈴鹿市長

大和リース株式会社  
三重支店  
支店長

報告書

「災害時における資機材のレンタルに関する協定」 第3条の規定により、下記のとおり報告します。

記

供給した物資の内容

依頼 番号	供給開始日	供給した 物資の内容	数量	引渡し日時・場所, 引取人	運搬方法	備考

問い合わせ先

電話  
担当

FAX